

韓国性犯罪関連条文和訳（仮訳）

○ 刑法

第 297 条（強姦）

暴行又は脅迫により、人を強姦した者は、3 年以上の有期懲役に処する。

第 297 条の 2（類似強姦）

暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体（性器は除く）の一部又は道具を入れる行為をした者は、2 年以上の有期懲役に処する。

第 298 条（強制わいせつ）

暴行又は脅迫により、人に対し、わいせつな行為をした者は、10 年以下の懲役又は 1 千 500 万ウォン以下の罰金に処する。

第 299 条（準強姦，準強制わいせつ）

人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用して、姦淫又はわいせつな行為をした者は、第 297 条、第 297 条の 2 及び第 298 条の例による。

第 300 条（未遂犯）

第 297 条、第 297 条の 2、第 298 条及び第 299 条の未遂犯は処罰する。

第 301 条（強姦等傷害・致傷）

第 297 条、第 297 条の 2 及び第 298 条から第 300 条までの罪を犯した者が、人を傷害し、又は負傷させたときは、無期又は 5 年以上の懲役に処する。

第 301 条の 2（強姦等殺人・致死）

第 297 条、第 297 条の 2 及び第 298 条から第 300 条までの罪を犯した者が、人を殺害したときは、死刑又は無期懲役に処する。死亡させたときは、無期又は 10 年以上の懲役に処する。

第 302 条（未成年者等に対する姦淫）

未成年者又は心神微弱者に対し、偽計又は威力により、姦淫又はわいせつな行為をした者は、5年以下の懲役に処する。

第 303 条（業務上威力等による姦淫）

- 1 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役に処する。

第 305 条（未成年者に対する姦淫、わいせつ行為）

13歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした者は、第297条、第297条の2、第298条、第301条又は第301条の2の例による。

第 305 条の 2（常習犯）

常習として、第297条、第297条の2、第298条から第300条まで、第302条、第303条又は第305条の罪を犯した者は、その罪に定めた刑の2分の1まで加重する。

第 339 条（強盗強姦）

強盗が人を強姦したときは、無期又は10年以上の懲役に処する。

第 340 条（海上強盗）

- 1 多衆の威力により、海上で船舶を強取し、船舶内に侵入して、他人の財物を強取した者は、無期又は7年以上の懲役に処する。
- 2 第1項の罪を犯した者が、人を傷害し、又は負傷させたときは、無期又は10年以上の懲役に処する。
- 3 第1項の罪を犯した者が、人を殺害又は死亡させ、又は強姦したときは、死刑又は無期懲役に処する。

第 342 条（未遂犯）

第329条ないし第341条の未遂犯は処罰する。

○ 刑事訴訟法

第 249 条（公訴時効の期間）

1 公訴時効は、次の期間の経過によって完成する。

- 一 死刑に該当する犯罪は、25 年
- 二 無期懲役又は無期禁錮に該当する犯罪は、15 年
- 三 長期 10 年以上の懲役又は禁錮に該当する犯罪は、10 年
- 四 長期 10 年未満の懲役又は禁錮に該当する犯罪には、7 年
- 五 長期 5 年未満の懲役又は禁錮、長期 10 年以上の資格停止又は罰金に該当する犯罪は、5 年
- 六 長期 5 年以上の資格停止に該当する犯罪は、3 年
- 七 長期 5 年未満の資格停止、拘留、科料又は没収に該当する犯罪は、1 年

2 略

第 252 条（時効の起算点）

1 時効は、犯罪行為の終了したときから進行する。

2 略

○ 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法(特例法)

第1条 (目的)

本法は、性暴力犯罪の処罰及びその手続に関する特例を規定することにより、性暴力犯罪の被害者の生命と身体の安全を保障し、健康な社会秩序の確立に尽くすことを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 本法の「性暴力犯罪」とは、次の各号のいずれか一つに該当する罪をいう。
 - 一 「刑法」第2編第22章性風俗に関する罪中、第242条(淫行媒介)、第243条(淫画頒布等)、第244条(淫画製造等)及び第245条(公然淫乱)の罪
 - 二 (略)
 - 三 「刑法」第2編第32章強姦とわいせつの罪中、第297条(強姦)、第297条の2(類似強姦)、第298条(強制わいせつ)、第299条(準強姦、準強制わいせつ)、第300条(未遂犯)、第301条(強姦等傷害・致傷)、第301条の2(強姦等殺人・致死)、第302条(未成年者等に対する姦淫)、第303条(業務上威力等による姦淫)及び第305条(未成年者に対する姦淫、わいせつ行為)の罪
 - 四 「刑法」第339条(強盗強姦)の罪
 - 五 本法第3条(特殊強盗強姦等)から第15条(未遂犯)までの罪
- 2 第1項各号の犯罪として、他の法律により加重処罰される罪は、性暴力犯罪とみなす。

第3条 (特殊強盗強姦等)

- 1 「刑法」第319条第1項(住居侵入)、第330条(夜間住居侵入窃盗)、第331条(特殊窃盗)又は第342条(未遂犯。但し、第330条及び第331条の未遂犯に限る)の罪を犯した者が、同法第297条(強姦)、第297条の2(類似強姦)、第298条(強制わいせつ)及び第299条(準強姦、準強制わいせつ)の罪を犯した場合は、無期懲役又は5年以上の懲役に処する。(※1)
- 2 「刑法」第334条(特殊強盗)又は第342条(未遂犯。但し、第334条の未遂犯に限る)の罪を犯した者が、同法第297条(強姦)、第297条の2(類似強姦)、第298条(強制わいせつ)及び第299条(準強姦、準強制わいせつ)の罪を犯した場合は、死刑、無期懲役又は10年以上の懲役に処する。(※2)

※1

第319条(住居侵入、退去拒絶)

1 人の住居，管理する建造物，船舶，航空機又は占有する房室に侵入した者は，3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

2 (略)

第 330 条 (夜間住居侵入窃盗)

夜間に，人の住居，看守する邸宅，建造物，船舶又は占有する房室に侵入して，他人の財物を窃取した者は，10年以下の懲役に処する。

第 331 条 (特殊窃盗)

1 夜間に，門戸又は障壁その他の建造物の一部を損壊して，前条の場所に侵入して，他人の財物を窃取した者は，1年以上10年以下の懲役に処する。

2 凶器を携帯し，又は2人以上が合同して他人の財物を窃取した者も，前項の刑と同様とする。

※ 2

第 333 条 (強盗)

暴行又は脅迫により，他人の財物を強取し，若しくはその他の財産上の利益を取得し，又は第三者にこれを取得させた者は，3年以上の有期懲役に処する。

第 334 条 (特殊強盗)

1 夜間に，人の住居，管理する建造物，船舶，航空機又は占有する房室に侵入して，第 333 条の罪を犯した者は，無期又は5年以上の懲役に処する。

2 凶器を携帯し，又は2人以上が合同して前条の罪を犯した者も，前項の刑と同様とする。

第 4 条 (特殊強姦等)

1 凶器その他の危険な物を携帯し，又は2人以上が合同して「刑法」第 297 条 (強姦) の罪を犯した者は，無期懲役又は5年以上の懲役に処する。

2 第 1 項の方法で，「刑法」第 298 条 (強制わいせつ) の罪を犯した者は，3年以上の有期懲役に処する。

3 第 1 項の方法で，「刑法」第 299 条 (準強姦，準強制わいせつ) の罪を犯した者は，第 1 項又は第 2 項の例により処罰する。

第 5 条 (親族関係による強姦等)

1 親族関係にある者が，暴行又は脅迫により，人を強姦した場合は，7年以上の有期懲役に処する。

2 親族関係にある者が，暴行又は脅迫により，人に対し，わいせつな行為をした場合は，5年以上の有期懲役に処する。

- 3 親族関係にある者が、人に対し、刑法第 299 条（準強姦，準強制わいせつ）の罪を犯した場合は、第 1 項又は第 2 項の例により処罰する。
- 4 第 1 項から第 3 項までの親族の範囲は、4 親等以内の血族・姻族と同居の親族とする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの親族は、事実上の関係による親族を含む。

第 6 条（障害者に対する強姦・強制わいせつ等）

- 1 身体的又は精神的な障害がある人に対し、「刑法」第 297 条（強姦）の罪を犯した者は、無期懲役又は 7 年以上の懲役に処する。
- 2 身体的又は精神的な障害がある人に対し、暴行・脅迫により、次の各号のいずれか一つに該当する行為をした者は、5 年以上の有期懲役に処する。
 - 一 口腔・肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れる行為
 - 二 性器・肛門に指等の身体（性器は除く）の一部や道具を入れる行為
- 3 身体的又は精神的な障害がある人に対し、「刑法」第 298 条（強制わいせつ）の罪を犯した者は、3 年以上の有期懲役又は 2 千万ウォン以上 5 千万ウォン以下の罰金に処する。
- 4 身体的又は精神的な障害により、抗拒不能又は抗拒困難な状態にあることを利用して、人を姦淫し、又はわいせつな行為をした者は、第 1 項から第 3 項までの例により処罰する。
- 5 偽計又は威力により、身体的又は精神的な障害がある人を姦淫した者は、5 年以上の有期懲役に処する。
- 6 偽計又は威力により、身体的又は精神的な障害がある人に対し、わいせつな行為をした者は、1 年以上の有期懲役又は 1 千万ウォン以上 3 千万ウォン以下の罰金に処する。
- 7 障害者の保護、教育等を目的とする施設の長又は従事者が、保護、監督の対象である障害者に対し、第 1 項から第 6 項までの罪を犯した場合は、その罪に定めた刑の 2 分の 1 まで加重する。

第 7 条（13 歳未満の未成年者に対する強姦，強制わいせつ等）

- 1 13 歳未満の人に対し、「刑法」第 297 条（強姦）の罪を犯した者は、無期懲役又は 10 年以上の懲役に処する。
- 2 13 歳未満の人に対し、暴行・脅迫により、次の各号のいずれか一つに該当する行為をした者は、7 年以上の有期懲役に処する。
 - 一 口腔・肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れる行為
 - 二 性器・肛門に指等の身体（性器は除く）の一部や道具を入れる行為

- 3 13 歳未満の人に対し、「刑法」第 298 条（強制わいせつ）の罪を犯した者は、5 年以上の有期懲役又は 3 千万ウォン以上 5 千万ウォン以下の罰金に処する。
- 4 13 歳未満の人に対し、「刑法」第 299 条（準強姦，準強制わいせつ）の罪を犯した者は、第 1 項から第 3 項までの例により処罰する。
- 5 偽計又は威力により、13 歳未満の人を姦淫し、又はわいせつな行為をした者は、第 1 項から第 3 項までの例により処罰する。

第 8 条（強姦等傷害・致傷）

- 1 第 3 条第 1 項，第 4 条，第 6 条，第 7 条又は第 15 条（第 3 条第 1 項，第 4 条，第 6 条又は第 7 条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を傷害し，又は負傷させたときは，無期懲役又は 10 年以上の懲役に処する。
- 2 第 5 条又は第 15 条（第 5 条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を傷害し，又は負傷させたときは，無期懲役又は 7 年以上の懲役に処する。

第 9 条（強姦等殺人・致死）

- 1 第 3 条から第 7 条まで，第 15 条（第 3 条から第 7 条までの未遂犯に限る）の罪又は「刑法」第 297 条（強姦），第 297 条の 2（類似強姦）及び第 298 条（強制わいせつ）から第 300 条（未遂犯）までの罪を犯した者が，他人を殺害したときは，死刑又は無期懲役に処する。
- 2 第 4 条，第 5 条又は第 15 条（第 4 条又は第 5 条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を死亡させたときは，無期懲役又は 10 年以上の懲役に処する。
- 3 第 6 条，第 7 条又は第 15 条（第 6 条又は第 7 条の未遂犯に限る）の罪を犯した者が，他人を死亡させたときは，死刑，無期懲役又は 10 年以上の懲役に処する。

第 10 条（業務上威力等によるわいせつ行為）

- 1 業務，雇用その他の関係により，自らの保護，監督を受ける人に対し，偽計又は威力により，わいせつな行為をした者は，2 年以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 法律により拘禁された人を監護する者が，その人に対し，わいせつな行為をしたときは，3 年以下の懲役又は 1 千 500 万ウォン以下の罰金に処する。

第 15 条（未遂犯）

第 3 条から第 9 条まで及び第 14 条の未遂犯は処罰する。

第 21 条（公訴時効に関する特例）

- 1 未成年者に対する性暴力犯罪の公訴時効は、「刑事訴訟法」第 252 条第 1 項及び「軍事裁判所法」第 294 条第 1 項にかかわらず、当該性暴力犯罪で被害にあった未成年者が成年に達した日から進行する。
- 2 第 2 条第 3 号及び第 4 号の罪と第 3 条から第 9 条までの罪は、DNA 証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは、公訴時効が 10 年延長される。
- 3 13 歳未満の人及び身体的又は精神的な障害がある人に対し、次の各号の罪を犯した場合は、第 1 項と第 2 項にかかわらず、「刑事訴訟法」第 249 条から第 253 条まで及び「軍事裁判所法」第 291 条から第 295 条までに規定された公訴時効を適用しない。
 - 一 「刑法」第 297 条（強姦）、第 298 条（強制わいせつ）、第 299 条（準強姦、準強制わいせつ）、第 301 条（強姦等傷害・致傷）又は第 301 条の 2（強姦等殺人・致死）の罪
 - 二 第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条の罪
 - 三 「児童・青少年の性保護に関する法律」第 9 条又は第 10 条の罪
- 4 次の各号の罪を犯した場合は、第 1 項と第 2 項にかかわらず、「刑事訴訟法」第 249 条から第 253 条まで及び「軍事裁判所法」第 291 条から第 295 条までに規定された公訴時効を適用しない。
 - 一 「刑法」第 301 条の 2（強姦等殺人・致死）の罪（強姦等殺人に限る）
 - 二 第 9 条第 1 項の罪
 - 三 「児童・青少年の性保護に関する法律」第 10 条第 1 項の罪
 - 四 「軍刑法」第 92 条の 8 の罪（強姦等殺人に限る）

○ 児童・青少年の性保護に関する法律(児童・青少年法)

第1条 (目的)

本法は、児童・青少年対象性犯罪の処罰と手続に関する特例を規定し、被害児童・青少年のための救済及び支援手続を用意し、児童・青少年対象性犯罪者を体系的に管理することにより、児童・青少年を性犯罪から保護し、児童・青少年が健康な社会構成員に成長することができるようにすることを目的とする。

第2条 (定義)

本法で使う用語の意味は、次のとおりである。

- 一 「児童・青少年」とは、19歳未満の者をいう。但し、19歳に到達する年度の1月1日を迎えた者は除く。
- 二 「児童・青少年対象性犯罪」とは、次の各目のいずれか一つに該当する罪をいう。
 - カ 第7条から第15条までの罪
 - ナ 児童・青少年に対する「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第3条から第15条までの罪
 - タ 児童・青少年に対する「刑法」第297条、第297条の2及び第298条から第301条まで、第301条の2、第302条、第303条、第305条及び第339条の罪
 - ラ 児童・青少年に対する「児童福祉法」第17条第2号の罪
- 三～九 (略)

第7条 (児童・青少年に対する強姦・強制わいせつ等)

- 1 暴行又は脅迫により、児童・青少年を強姦した者は、無期懲役又は5年以上の有期懲役に処する。
- 2 児童・青少年に対し、暴行、脅迫により、次の各号のいずれか一つに該当する行為をした者は、5年以上の有期懲役に処する。
 - 一 口腔・肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れる行為
 - 二 性器・肛門に指等の身体（性器は除く）の一部や道具を入れる行為
- 3 児童・青少年に対し、「刑法」第298条の罪を犯した者は、2年以上の有期懲役又は1千万ウォン以上3千万ウォン以下の罰金に処する。
- 4 児童・青少年に対し、「刑法」第299条の罪を犯した者は、第1項から第3項までの例による。
- 5 偽計又は威力により、児童・青少年を姦淫し、又は児童・青少年に対し、わいせつな

行為をした者は、第1項から第3項までの例による。

6 第1項から第5項までの未遂犯は処罰する。

第8条（障害者である児童・青少年に対する姦淫等）

- 1 19歳以上の者が、障害児童・青少年（「障害者福祉法」第2条第1項による障害者として、身体的又は精神的な障害により、事物を弁別し、又は意思決定をする能力が微弱な13歳以上の児童・青少年をいう。以下この条において同じ）を姦淫し、又は障害児童・青少年をして、他人を姦淫するようにした場合は、3年以上の有期懲役に処する。
- 2 19歳以上の者が、障害児童・青少年に対し、わいせつな行為をした場合、又は障害児童・青少年をして、他人にわいせつな行為をするようにした場合は、10年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。

第9条（強姦等傷害・致傷）

第7条の罪を犯した者が、他人を傷害し、又は負傷させたときは、無期懲役又は7年以上の懲役に処する。

第10条（強姦等殺人・致死）

- 1 第7条の罪を犯した者が、他人を殺害したときは、死刑又は無期懲役に処する。
- 2 第7条の罪を犯した者が、他人を死亡させたときは、死刑、無期懲役又は10年以上の懲役に処する。

第20条（公訴時効に関する特例）

- 1 児童・青少年対象性犯罪の公訴時効は、「刑事訴訟法」第252条第1項にかかわらず、当該性犯罪で被害にあった児童・青少年が成年に達した日から進行する。
- 2 第7条の罪は、DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは、公訴時効が10年延長される。
- 3 13歳未満の人及び身体的又は精神的な障害がある人に対し、次の各号の罪を犯した場合は、第1項と第2項にかかわらず、「刑事訴訟法」第249条から第253条まで及び「軍事裁判所法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。
 - 一 「刑法」第297条（強姦）、第298条（強制わいせつ）、第299条（準強姦、準強制わいせつ）、第301条（強姦等傷害・致傷）又は第301条の2（強姦等殺人・致死）の罪
 - 二 第9条及び第10条の罪

- 三 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 6 条第 2 項, 第 7 条第 2 項, 第 8 条, 第 9 条の罪
- 4 次の各号の罪を犯した場合は, 第 1 項と第 2 項にかかわらず, 「刑事訴訟法」第 249 条から第 253 条まで及び「軍事裁判所法」第 291 条から第 295 条までに規定された公訴時効を適用しない。
 - 一 「刑法」第 301 条の 2 (強姦等殺人・致死) の罪 (強姦等殺人に限る)
 - 二 第 10 条第 1 項の罪
 - 三 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 9 条第 1 項の罪